

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与
する取引に関する取扱い（案）」等に対する意見

企業会計基準委員会 御中

株式会社 g u m i

代表取締役副社長 / COO 川本 寛之

当社は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利
確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」
という。）等に対して、以下の通り意見を申し上げます。

質問 1（ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問）

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ス
tock・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられる
ため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、当該権利確定条件付き有
償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける
労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプショ
ン会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。
この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

当社は平成 29 年 6 月 21 日に有償ストック・オプションの募集事項を決定し同年 7 月
6 日に割り当てているが、その決議の前提となった法律上及び会計上の解釈と今般の制
度改正の内容は整合的ではないと考える。従って、以下に記載する通り当社の有償スト
ック・オプションを前提に法律上、会計上の見地から再考する。

法律的には、会社法上の報酬規制と有利発行規制について検討を要するべきである
ところ、有償ストック・オプションはその公正価値に相当する金員を払い込む対価として
新株予約権を取得している取引である。当該公正価値の情報は、当社と独立した第三者
機関から取得した上で経営意思決定の参考としており、有償ストック・オプションの申
し込みが役職員等の自由意志に基づいて行われることを踏まえると、このプロセスに特
段のお手盛りが働く余地はなく、会社法上の取締役報酬または有利発行に該当するこ
とはないと整理することができる。

会計的には、有償ストック・オプションが労働の対価であるかどうか論点となるが、当社はこれを自社株式への投資機会として提供しているため、労働の対価性（報酬性）は無いと判断している。そのため、ストック・オプション会計基準に準拠するのではなく、企業会計基準適用指針 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に準拠した会計処理を行うことが妥当だと思われる。

今般のルール変更については、新株予約権を個人が公正価値相当額で取得する場合の法律構成及び会計処理に係わる整合的な実務を逸脱しようとするものであり、当該実務に紐づく付与対象者にかかる課税関係の理解とも論理的な矛盾が生じる懸念が考えられ、当社の経営判断の前提に照らすと全く賛成できるものではない。

また、質問 2 から質問 4 については、有償ストック・オプションを報酬として取り扱うことを前提としたものであるため、当該提案に同意しない。

以 上